

# 第二東京弁護士会報酬会規

[河原崎法律事務所ホーム](#) >  
2015.4.30mf

この報酬会規は平成16.3.31廃止されましたが、内容は合理的です。そこで、多くの弁護士および多くの法律事務所で、この報酬会規を使っています。  
弁護士費用には、着手時に支払う着手金と、事件終了時に支払う報酬(成功報酬)があります。これが普通です。  
以上の外に、弁護士費用を1時間単位で計算する時間制で計算する弁護士費用もあります(タイムチャージ制)。

## 目次

- ・ [弁護士報酬会規1条～4条](#)  
会規の目的、報酬の種類、支払い時期
- ・ [5条～12条](#)  
弁護士の説明義務、報酬の減免
- ・ [13～20条](#)  
着手金、報酬の算定基準、経済的利益の算定基準
- ・ [21～25条](#)  
離婚事件、借地非訟事件、境界に関する事件の場合
- ・ [26～32条](#)  
強制執行事件、倒産事件の場合
- ・ [弁護士報酬会規33～38条](#)  
刑事事件、告訴、告発事件、少年事件の場合
- ・ [39～46条](#)  
時間制の報酬、顧問料、日当
- ・ [民事事件の着手金・報酬早見表1](#)
- ・ [民事事件の着手金・報酬早見表2](#)
- ・ [民事事件の着手金・報酬早見表3](#)
- ・ [民事事件の着手金・報酬早見表4](#)

---

東京都港区虎ノ門3丁目18-12-301 河原崎法律事務所 電話 03-3431-7161

# 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止):1条-4条

弁護士ホーム > 報酬会規目次へ >  
mf

平成8年4月1日施行

報酬会規(平成8年会規第1号)

第二東京弁護士会

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この会規は、弁護士法及び日本弁護士連合会の報酬等基準規定(会規第20号)に基づき、会員の報酬に関する標準を示すことを目的とする。

(趣旨)

第二条 会員がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等は、この会規の定めるところによる。

(弁護士報酬の種類)

第三条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料 (法律相談を含む。)	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含む。)
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第四条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この会規に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

## 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止):5条-12条

[弁護士ホーム](#) > [法律事務所へ](#) > [報酬会規目次へ](#) >  
mf

この報酬会規は廃止されましたが、内容は合理的です。そこで、多くの弁護士が、この報酬会規を使っています

(事件等の個数等)

第五条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第三章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第六条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の1に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の1部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の1に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第七条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合はこの限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第八条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、第四条及び第二章ないし第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第三章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第十七条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第九条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第二章ないし第四章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第十条 この会規に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

### 第二章 法律相談料等

(法律相談料)

第十一条 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回市民法律相談料30分ごとに5,000円

2 前項の 項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第十二条 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による鑑定料 20万円以上30万円以下

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

# 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止)13条-20条

[弁護士ホーム](#) > [法律事務所へ](#) > [報酬会規目次へ](#) > mf

この会規は廃止されましたが、内容は合理的ですので、多くの弁護士および多くの法律事務所で、この報酬会規を使っています

## 第三章 着手金及び報酬金

### 第一節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十三条 本節の着手金及び報酬金については、この会規に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第十四条 前条の経済的利益の額は、この会規に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利益を控除した額。
- 三 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については争いの対象となる財産又は持分の額
- 十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分についての争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- 十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

第十五条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
  - 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不可能な場合)

第十六条 第十四条により経済的利益の額を算定することができないときはその額を800万円とする。

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第十七条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え 3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え 3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前3項の着手金は、10万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円以下に減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第十八条 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」という。)の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第二十一条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第二十一条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この会規に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第二十一条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

4 前3項の着手金は、10万円(第二十一条の規定を準用するときには、5万円)を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円(第二十一条の規定を準用するときには5万円)以下に減額することができる。

(契約締結交渉)

第十九条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、10万円を最低額とする。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第二十条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%

以下の部分

3,000万円を超え3億円  
以下の部分 0.5%

3億円を超える部分 0.3%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十七条又は第二十一条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第十七条又は第二十一条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受け取ることができる。

## 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止)21条-25条

弁護士ホーム > 法律事務所へ > 報酬会規目次へ >  
mf

(手形、小切手訴訟事件)  
第二十一条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第十七条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第十七条の規定を準用する。

(離婚事件)  
第二十二条 離婚事件の着手金及び報酬金は次表のとおりとする。ただし同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	30万円以上50万円以下
離婚訴訟事件	40万円以上60万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第十七条又は第十八条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)  
第二十三条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟、その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	40万円以上60万円以下
----------	--------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第十七条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)



りとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	30万円以上50万円以下
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
    - 一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第17条の規定により算定された額。
    - 二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第十七条の規定により算定された額。
  - 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
  - 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
  - 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。  
(保全命令申立事件等)
- 第二十五条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第十七条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十七条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
  - 3 第1項の手続きのみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十七条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
  - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
  - 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
  - 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

## 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止)26条-32条

弁護士ホーム > 法律事務所へ > 報酬会規目次へ >  
mf

(民事執行事件等)

- 第二十六条 民事執行事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第十七条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし着手金は第十七条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の2分の1とする。本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十七条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第二十七条 破産、和議、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、上各事件に関する保全事件の弁護士報酬は上着手金に含まれる。

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 一 | 事業者の自己破産事件  | 50万円以上  |
| 二 | 非事業者の自己破産事件 | 20万円以上  |
| 三 | 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上  |
| 四 | 事業者の和議事件    | 100万円以上 |
| 五 | 非事業者の和議事件   | 30万円以上  |
| 六 | 会社整理事件      | 100万円以上 |
| 七 | 特別清算事件      | 100万円以上 |
| 八 | 会社更生事件      | 200万円以上 |

- 2 前項の各事件の報酬金は、第十七条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

(任意整理事件)

第二十八条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- |   |             |        |
|---|-------------|--------|
| 一 | 事業者の任意整理事件  | 50万円以上 |
| 二 | 非事業者の任意整理事件 | 20万円以上 |

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

一 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受け取ることができる。

(行政上の不服申立事件)

第二十九条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第一七条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、10万円を最低額とする。

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第三〇条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後 (第1審及び上訴審をいう。以下同じ。) の事案簡明な事件	30万円以上50万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び 再審事件	50万円以上
再審請求事件	50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第三十一条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前 不起訴	30万円以上50万円以下
	起訴前 求略式命令	前述の額を超えない額
	起訴後 刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
	起訴後 求刑された刑が軽減された場合	前述の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前不起訴	50万円以上
	起訴 前求略式命令	50万円以上
	起訴後 無罪 (再審事件を含む)	60万円以上
	起訴後刑の執行猶予 (再審事件を含む)	50万円以上
	求刑された刑が軽減された場合 (再審事件を含む)	軽減の程度による相当な額
再審請求事件	検察官上訴が棄却された場合 (再審事件を含む)	50万円以上
		50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。  
(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続き同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第三十条及び第三十一条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数

の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

## 第二東京弁護士会報酬会規(16.3.31廃止)33条-38条

弁護士ホーム > 法律事務所へ > 報酬会規目次へ >

(検察官の上訴取下げ等)

第三十三条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第三十一条の規定を準用する。

(保釈等)

第三十四条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第三十五条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手續の着手金は、1件につき10万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

### 第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第三十六条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	30万円以上50万円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	30万円以上50万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上
その他	30万円以上50万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第三十七条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第五条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

### 第四章 手数料

(手数料)

第三十八条 手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第十四条ないし第十六条の規定を準用する。

#### 一 裁判上の手数料

証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)

- ・基本  
手数料 20万円に第十七条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
- ・特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額

即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)

- ・示談交渉を要しない場合  
手数料 300万円以下の部分 10万円  
300万円を超え3,000万円以下の部分 1%  
3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5%  
3億円を超える部分 0.3%
- ・示談交渉を要する場合  
手数料 示談交渉事件として、第十八条又は第二十二条ないし第二十四条の各規定により算定された額

公示催告

- 手数料 即決和解の示談交渉を要しない場合と同額

倒産整理事件の債権届出

- ・基本  
手数料 5万円以上10万円以下
- ・特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額

簡易な家事審判(家事審判法第九条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)

- 手数料 10万円以上20万円以下

## 二 裁判外の手数料

法律関係調査(事実関係調査を含む。)

- ・基本  
手数料 5万円以上20万円以下
- ・特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額

契約書類及びこれに準ずる書類の作成

- ・定型 経済的利益の額が1,000万円未満のもの  
手数料 10万円
- ・定型 経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの  
手数料 20万円
- ・定型 経済的利益の額が1億円以上のもの  
手数料 30万円以上
- ・非定型 基本  
手数料 300万円以下の部分 10万円  
300万円を超え3,000万円以下の部分 1%  
3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3%  
3億円を超える部分 0.1%
- ・非定型 特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額
- ・公正証書にする場合  
手数料 右の手数料に3万円を加算する。

内容証明郵便作成

- ・基本  
手数料 弁護士名の表示の有無を区別せず 3万円以上5万円以下
- ・特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額

遺言書作成

- ・定型  
手数料 10万円以上20万円以下
- ・非定型 基本  
手数料 300万円以下の部分 20万円  
300万円を超え3,000万円以下の部分 1%  
3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3%  
3億円を超える部分 0.1%
- ・非定型 特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と依頼者との協議により定める額
- ・公正証書にする場合  
手数料 右の手数料に3万円を加算する。

遺言執行

- ・基本  
手数料 300万円以下の部分 30万円  
300万円を超え3,000万円以下の部分 2%  
3,000万円を超え3億円以下の部分 1%  
3億円を超える部分 0.5%
- ・特に複雑又は特殊な事情がある場合  
手数料 弁護士と受遺者との協議により定める額
- ・遺言執行に裁判手続を要する場合  
手数料 遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

会社設立等

- ・設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算  
手数料 資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に  
応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割に  
ついては200万円を、通常清算については100万円を、  
その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とす  
る。  
1,000万円以下の部分 4%  
1,000万円を超え2,000万円以下の部分 3%  
2,000万円を超え1億円以下の部分 2%  
1億円を超え2億円以下の部分 1%  
2億円を超え20億円以下の部分 0.5%  
20億円を超える部分 0.3%

会社設立等以外の登記等

- ・申請手続  
手数料 1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との  
協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- ・交付手続  
手数料 登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通  
につき1,000円とする。

株主総会等指導

- ・基本  
手数料 30万円以上
- ・総会等準備も指導する場合  
手数料 50万円以上

現物出資等証明 (商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2  
第3項等に基づく証明)

- 手数料 1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調  
査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議に  
より、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な  
損害賠償請求)

- 手数料 次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又  
はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協  
議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。  
給付金額が150万円以下の場合 3万円  
給付金額が150万円を超える場合給付金額の 2%

## 第二東京弁護士会報酬会規:39条-46条(16.3.31廃止)

弁護士ホーム > 法律事務所へ > 報酬会規目次へ >  
mf

### 第五章 時間制

(時間制)

- 第三十九条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに1万円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

### 第六章 顧問料

(顧問料)

- 第四十条 顧問料は、次のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。
- 事業者 月額5万円以上  
非事業者 年額6万円（月額5,000円）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

### 第七章 日当

(日当)

- 第四十一条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

### 第八章 実費等

(実費等の負担)

- 第四十二条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

- 第四十三条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

### 第九章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

- 第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。



- 3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事務等処理の中止等)

第四十五条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第四十六条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

#### 附 則

- 1 この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。  
 2 この会規施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。  
 (平成8年1月19日日本弁護士連合会承認)  
 (平成8年1月26日公示)

第17条による民事事件の着手金・報酬金の早見表

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
10	8,000	5,600	10,400	16,000	11,200	20,800
20	16,000	11,200	20,800	32,000	22,400	41,600
30	24,000	16,800	31,200	48,000	33,600	62,400
40	32,000	22,400	41,600	64,000	44,800	83,200
50	40,000	28,000	52,000	80,000	56,000	104,000
60	48,000	33,600	62,400	96,000	67,200	124,800
70	56,000	39,200	72,800	112,000	78,400	145,600
80	64,000	44,800	83,200	128,000	89,600	166,400
90	72,000	50,400	93,600	144,000	100,800	187,200
100	80,000	56,000	104,000	160,000	112,000	208,000
110	88,000	61,600	114,400	176,000	123,200	228,800
120	96,000	67,200	124,800	192,000	134,400	249,600
130	104,000	72,800	135,200	208,000	145,600	270,400
140	112,000	78,400	145,600	224,000	156,800	291,200
150	120,000	84,000	156,000	240,000	168,000	312,000
160	128,000	89,600	166,400	256,000	179,200	332,800
170	136,000	95,200	176,800	272,000	190,400	353,600
180	144,000	100,800	187,200	288,000	201,600	374,400
190	152,000	106,400	197,600	304,000	212,800	395,200
200	160,000	112,000	208,000	320,000	224,000	416,000
210	168,000	117,600	218,400	336,000	235,200	436,800
220	176,000	123,200	228,800	352,000	246,400	457,600
230	184,000	128,800	239,200	368,000	257,600	478,400
240	192,000	134,400	249,600	384,000	268,800	499,200
250	200,000	140,000	260,000	400,000	280,000	520,000
260	208,000	145,600	270,400	416,000	291,200	540,800
270	216,000	151,200	280,800	432,000	302,400	561,600
280	224,000	156,800	291,200	448,000	313,600	582,400
290	232,000	162,400	301,600	464,000	324,800	603,200
300	240,000	168,000	312,000	480,000	336,000	624,000
310	245,000	171,500	318,500	490,000	343,000	637,000

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
360	270,000	189,000	351,000	540,000	378,000	702,000
370	275,000	192,500	357,500	550,000	385,000	715,000
380	280,000	196,000	364,000	560,000	392,000	728,000
390	285,000	199,500	370,500	570,000	399,000	741,000
400	290,000	203,000	377,000	580,000	406,000	754,000
410	295,000	206,500	383,500	590,000	413,000	767,000
420	300,000	210,000	390,000	600,000	420,000	780,000
430	305,000	213,500	396,500	610,000	427,000	793,000
440	310,000	217,000	403,000	620,000	434,000	806,000
450	315,000	220,500	409,500	630,000	441,000	819,000
460	320,000	224,000	416,000	640,000	448,000	832,000
470	325,000	227,500	422,500	650,000	455,000	845,000
480	330,000	231,000	429,000	660,000	462,000	858,000
490	335,000	234,500	435,500	670,000	469,000	871,000
500	340,000	238,000	442,000	680,000	476,000	884,000
510	345,000	241,500	448,500	690,000	483,000	897,000
520	350,000	245,000	455,000	700,000	490,000	910,000
530	355,000	248,500	461,500	710,000	497,000	923,000
540	360,000	252,000	468,000	720,000	504,000	936,000
550	365,000	255,500	474,500	730,000	511,000	949,000
560	370,000	259,000	481,000	740,000	518,000	962,000
570	375,000	262,500	487,500	750,000	525,000	975,000
580	380,000	266,000	494,000	760,000	532,000	988,000
590	385,000	269,500	500,500	770,000	539,000	1,001,000
600	390,000	273,000	507,000	780,000	546,000	1,014,000
610	395,000	276,500	513,500	790,000	553,000	1,027,000
620	400,000	280,000	520,000	800,000	560,000	1,040,000
630	405,000	283,500	526,500	810,000	567,000	1,053,000
640	410,000	287,000	533,000	820,000	574,000	1,066,000
650	415,000	290,500	539,500	830,000	581,000	1,079,000
660	420,000	294,000	546,000	840,000	588,000	1,092,000
670	425,000	297,500	552,500	850,000	595,000	1,105,000
680	430,000	301,000	559,000	860,000	602,000	1,118,000

320	250,000	175,000	325,000	500,000	550,000	650,000
330	255,000	178,500	331,500	510,000	557,000	663,000
340	260,000	182,000	338,000	520,000	564,000	676,000
350	265,000	185,500	344,500	530,000	571,000	689,000

—1—

690	435,000	304,500	565,500	870,000	609,000	1,131,000
700	440,000	308,000	572,000	880,000	616,000	1,144,000
710	445,000	311,500	578,500	890,000	623,000	1,157,000

—2—

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
720	450,000	315,000	585,000	900,000	630,000	1,170,000
730	455,000	318,500	591,500	910,000	637,000	1,183,000
740	460,000	322,000	598,000	920,000	644,000	1,196,000
750	465,000	325,500	604,500	930,000	651,000	1,209,000
760	470,000	329,000	611,000	940,000	658,000	1,222,000
770	475,000	332,500	617,500	950,000	665,000	1,235,000
780	480,000	336,000	624,000	960,000	672,000	1,248,000
790	485,000	339,500	630,500	970,000	679,000	1,261,000
800	490,000	343,000	637,000	980,000	686,000	1,274,000
810	495,000	346,500	643,500	990,000	693,000	1,287,000
820	500,000	350,000	650,000	1,000,000	700,000	1,300,000
830	505,000	353,500	656,500	1,010,000	707,000	1,313,000
840	510,000	357,000	663,000	1,020,000	714,000	1,326,000
850	515,000	360,500	669,500	1,030,000	721,000	1,339,000
860	520,000	364,000	676,000	1,040,000	728,000	1,352,000
870	525,000	367,500	682,500	1,050,000	735,000	1,365,000
880	530,000	371,000	689,000	1,060,000	742,000	1,378,000
890	535,000	374,500	695,500	1,070,000	749,000	1,391,000
900	540,000	378,000	702,000	1,080,000	756,000	1,404,000
910	545,000	381,500	708,500	1,090,000	763,000	1,417,000
920	550,000	385,000	715,000	1,100,000	770,000	1,430,000
930	555,000	388,500	721,500	1,110,000	777,000	1,443,000
940	560,000	392,000	728,000	1,120,000	784,000	1,456,000
950	565,000	395,500	734,500	1,130,000	791,000	1,469,000
960	570,000	399,000	741,000	1,140,000	798,000	1,482,000
970	575,000	402,500	747,500	1,150,000	805,000	1,495,000
980	580,000	406,000	754,000	1,160,000	812,000	1,508,000
990	585,000	409,500	760,500	1,170,000	819,000	1,521,000
1000	590,000	413,000	767,000	1,180,000	826,000	1,534,000
1050	615,000	430,500	799,500	1,230,000	861,000	1,599,000
1100	640,000	448,000	832,000	1,280,000	896,000	1,664,000
1150	665,000	465,500	864,500	1,330,000	931,000	1,729,000
1200	700,000	483,000	907,000	1,380,000	966,000	1,794,000

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
1400	790,000	553,000	1,027,000	1,580,000	1,106,000	2,054,000
1450	815,000	570,500	1,059,500	1,630,000	1,141,000	2,119,000
1500	840,000	588,000	1,092,000	1,680,000	1,176,000	2,184,000
1550	865,000	605,500	1,124,500	1,730,000	1,211,000	2,249,000
1600	890,000	623,000	1,157,000	1,780,000	1,246,000	2,314,000
1650	915,000	640,500	1,189,500	1,830,000	1,281,000	2,379,000
1700	940,000	658,000	1,222,000	1,880,000	1,316,000	2,444,000
1750	965,000	675,500	1,254,500	1,930,000	1,351,000	2,509,000
1800	990,000	693,000	1,287,000	1,980,000	1,386,000	2,574,000
1850	1,015,000	710,500	1,319,500	2,030,000	1,421,000	2,639,000
1900	1,040,000	728,000	1,352,000	2,080,000	1,456,000	2,704,000
1950	1,065,000	745,500	1,384,500	2,130,000	1,491,000	2,769,000
2000	1,090,000	763,000	1,417,000	2,180,000	1,526,000	2,834,000
2050	1,115,000	780,500	1,449,500	2,230,000	1,561,000	2,899,000
2100	1,140,000	798,000	1,482,000	2,280,000	1,596,000	2,964,000
2150	1,165,000	815,500	1,514,500	2,330,000	1,631,000	3,029,000
2200	1,190,000	833,000	1,547,000	2,380,000	1,666,000	3,094,000
2250	1,215,000	850,500	1,579,500	2,430,000	1,701,000	3,159,000
2300	1,240,000	868,000	1,612,000	2,480,000	1,736,000	3,224,000
2350	1,265,000	885,500	1,644,500	2,530,000	1,771,000	3,289,000
2400	1,290,000	903,000	1,677,000	2,580,000	1,806,000	3,354,000
2450	1,315,000	920,500	1,709,500	2,630,000	1,841,000	3,419,000
2500	1,340,000	938,000	1,742,000	2,680,000	1,876,000	3,484,000
2550	1,365,000	955,500	1,774,500	2,730,000	1,911,000	3,549,000
2600	1,390,000	973,000	1,807,000	2,780,000	1,946,000	3,614,000
2650	1,415,000	990,500	1,839,500	2,830,000	1,981,000	3,679,000
2700	1,440,000	1,008,000	1,872,000	2,880,000	2,016,000	3,744,000
2750	1,465,000	1,025,500	1,904,500	2,930,000	2,051,000	3,809,000
2800	1,490,000	1,043,000	1,937,000	2,980,000	2,086,000	3,874,000
2850	1,515,000	1,060,500	1,969,500	3,030,000	2,121,000	3,939,000
2900	1,540,000	1,078,000	2,002,000	3,080,000	2,156,000	4,004,000
2950	1,565,000	1,095,500	2,034,500	3,130,000	2,191,000	4,069,000

1200	090,000	402,000	027,000	1,200,000	200,000	1,177,000
1250	715,000	500,500	929,500	1,430,000	1,001,000	1,859,000
1300	740,000	518,000	962,000	1,480,000	1,036,000	1,924,000
1350	765,000	535,500	994,500	1,530,000	1,071,000	1,989,000

--3--

3000	1,590,000	1,113,000	2,067,000	3,180,000	2,226,000	4,134,000
3050	1,605,000	1,123,500	2,086,500	3,210,000	2,247,000	4,173,000
3100	1,620,000	1,134,000	2,106,000	3,240,000	2,268,000	4,212,000
3150	1,635,000	1,144,500	2,125,500	3,270,000	2,289,000	4,251,000

--4--

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
5000	2,190,000	1,533,000	2,847,000	4,380,000	3,066,000	5,694,000
5100	2,220,000	1,554,000	2,886,000	4,440,000	3,108,000	5,772,000
5200	2,250,000	1,575,000	2,925,000	4,500,000	3,150,000	5,850,000
5300	2,280,000	1,596,000	2,964,000	4,560,000	3,192,000	5,928,000
5400	2,310,000	1,617,000	3,003,000	4,620,000	3,234,000	6,006,000
5500	2,340,000	1,638,000	3,042,000	4,680,000	3,276,000	6,084,000
5600	2,370,000	1,659,000	3,081,000	4,740,000	3,318,000	6,162,000
5700	2,400,000	1,680,000	3,120,000	4,800,000	3,360,000	6,240,000
5800	2,430,000	1,701,000	3,159,000	4,860,000	3,402,000	6,318,000
5900	2,460,000	1,722,000	3,198,000	4,920,000	3,444,000	6,396,000
6000	2,490,000	1,743,000	3,237,000	4,980,000	3,486,000	6,474,000
6100	2,520,000	1,764,000	3,276,000	5,040,000	3,528,000	6,552,000
6200	2,550,000	1,785,000	3,315,000	5,100,000	3,570,000	6,630,000
6300	2,580,000	1,806,000	3,354,000	5,160,000	3,612,000	6,708,000
6400	2,610,000	1,827,000	3,393,000	5,220,000	3,654,000	6,786,000
6500	2,640,000	1,848,000	3,432,000	5,280,000	3,696,000	6,864,000
6600	2,670,000	1,869,000	3,471,000	5,340,000	3,738,000	6,942,000
6700	2,700,000	1,890,000	3,510,000	5,400,000	3,780,000	7,020,000
6800	2,730,000	1,911,000	3,549,000	5,460,000	3,822,000	7,098,000
6900	2,760,000	1,932,000	3,588,000	5,520,000	3,864,000	7,176,000
7000	2,790,000	1,953,000	3,627,000	5,580,000	3,906,000	7,254,000
7100	2,820,000	1,974,000	3,666,000	5,640,000	3,948,000	7,332,000
7200	2,850,000	1,995,000	3,705,000	5,700,000	3,990,000	7,410,000
7300	2,880,000	2,016,000	3,744,000	5,760,000	4,032,000	7,488,000
7400	2,910,000	2,037,000	3,783,000	5,820,000	4,074,000	7,566,000
7500	2,940,000	2,058,000	3,822,000	5,880,000	4,116,000	7,644,000
7600	2,970,000	2,079,000	3,861,000	5,940,000	4,158,000	7,722,000
7700	3,000,000	2,100,000	3,900,000	6,000,000	4,200,000	7,800,000
7800	3,030,000	2,121,000	3,939,000	6,060,000	4,242,000	7,878,000
7900	3,060,000	2,142,000	3,978,000	6,120,000	4,284,000	7,956,000
8000	3,090,000	2,163,000	4,017,000	6,180,000	4,326,000	8,034,000
8100	3,120,000	2,184,000	4,056,000	6,240,000	4,368,000	8,112,000

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
3200	1,650,000	1,155,000	2,145,000	3,300,000	2,310,000	4,290,000
3250	1,665,000	1,165,500	2,164,500	3,330,000	2,331,000	4,339,000
3300	1,680,000	1,176,000	2,184,000	3,360,000	2,352,000	4,368,000
3350	1,695,000	1,186,500	2,203,500	3,390,000	2,373,000	4,407,000
3400	1,710,000	1,197,000	2,223,000	3,420,000	2,394,000	4,446,000
3450	1,725,000	1,207,500	2,242,500	3,450,000	2,415,000	4,485,000
3500	1,740,000	1,218,000	2,262,000	3,480,000	2,436,000	4,524,000
3550	1,755,000	1,228,500	2,281,500	3,510,000	2,457,000	4,563,000
3600	1,770,000	1,239,000	2,301,000	3,540,000	2,478,000	4,602,000
3650	1,785,000	1,249,500	2,320,500	3,570,000	2,499,000	4,641,000
3700	1,800,000	1,260,000	2,340,000	3,600,000	2,520,000	4,680,000
3750	1,815,000	1,270,500	2,359,500	3,630,000	2,541,000	4,719,000
3800	1,830,000	1,281,000	2,379,000	3,660,000	2,562,000	4,758,000
3850	1,845,000	1,291,500	2,398,500	3,690,000	2,583,000	4,797,000
3900	1,860,000	1,302,000	2,418,000	3,720,000	2,604,000	4,836,000
3950	1,875,000	1,312,500	2,437,500	3,750,000	2,625,000	4,875,000
4000	1,890,000	1,323,000	2,457,000	3,780,000	2,646,000	4,914,000
4050	1,905,000	1,333,500	2,476,500	3,810,000	2,667,000	4,953,000
4100	1,920,000	1,344,000	2,496,000	3,840,000	2,688,000	4,992,000
4150	1,935,000	1,354,500	2,515,500	3,870,000	2,709,000	5,031,000
4200	1,950,000	1,365,000	2,535,000	3,900,000	2,730,000	5,070,000
4250	1,965,000	1,375,500	2,554,500	3,930,000	2,751,000	5,109,000
4300	1,980,000	1,386,000	2,574,000	3,960,000	2,772,000	5,148,000
4350	1,995,000	1,396,500	2,593,500	3,990,000	2,793,000	5,187,000
4400	2,010,000	1,407,000	2,613,000	4,020,000	2,814,000	5,226,000
4450	2,025,000	1,417,500	2,632,500	4,050,000	2,835,000	5,265,000
4500	2,040,000	1,428,000	2,652,000	4,080,000	2,856,000	5,304,000
4550	2,055,000	1,438,500	2,671,500	4,110,000	2,877,000	5,343,000
4600	2,070,000	1,449,000	2,691,000	4,140,000	2,898,000	5,382,000
4650	2,085,000	1,459,500	2,710,500	4,170,000	2,919,000	5,421,000
4700	2,100,000	1,470,000	2,730,000	4,200,000	2,940,000	5,460,000
4750	2,115,000	1,480,500	2,749,500	4,230,000	2,961,000	5,499,000

4800	2,130,000	1,491,000	2,769,000	4,260,000	2,982,000	5,538,000
4850	2,145,000	1,501,500	2,788,500	4,280,000	3,003,000	5,577,000
4900	2,160,000	1,512,000	2,808,000	4,320,000	3,024,000	5,616,000
4950	2,175,000	1,522,500	2,827,500	4,350,000	3,045,000	5,655,000

8200	3,150,000	2,205,000	4,095,000	6,300,000	4,410,000	8,170,000
8300	3,180,000	2,226,000	4,134,000	6,360,000	4,452,000	8,268,000
8400	3,210,000	2,247,000	4,173,000	6,420,000	4,494,000	8,346,000
8500	3,240,000	2,268,000	4,212,000	6,480,000	4,536,000	8,424,000

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
21000	6,990,000	4,893,000	9,087,000	13,980,000	9,786,000	18,174,000
21500	7,140,000	4,998,000	9,282,000	14,280,000	9,956,000	18,564,000
22000	7,290,000	5,103,000	9,477,000	14,580,000	10,206,000	18,954,000
22500	7,440,000	5,208,000	9,672,000	14,880,000	10,416,000	19,344,000
23000	7,590,000	5,313,000	9,867,000	15,180,000	10,626,000	19,734,000
23500	7,740,000	5,418,000	10,062,000	15,480,000	10,836,000	20,124,000
24000	7,890,000	5,523,000	10,257,000	15,780,000	11,046,000	20,514,000
24500	8,040,000	5,628,000	10,452,000	16,080,000	11,256,000	20,904,000
25000	8,190,000	5,733,000	10,647,000	16,380,000	11,466,000	21,294,000
25500	8,340,000	5,838,000	10,842,000	16,680,000	11,676,000	21,684,000
26000	8,490,000	5,943,000	11,037,000	16,980,000	11,886,000	22,074,000
26500	8,640,000	6,048,000	11,232,000	17,280,000	12,096,000	22,464,000
27000	8,790,000	6,153,000	11,427,000	17,580,000	12,306,000	22,854,000
27500	8,940,000	6,258,000	11,622,000	17,880,000	12,516,000	23,244,000
28000	9,090,000	6,363,000	11,817,000	18,180,000	12,726,000	23,634,000
28500	9,240,000	6,468,000	12,012,000	18,480,000	12,936,000	24,024,000
29000	9,390,000	6,573,000	12,207,000	18,780,000	13,146,000	24,414,000
29500	9,540,000	6,678,000	12,402,000	19,080,000	13,356,000	24,804,000
30000	9,690,000	6,783,000	12,597,000	19,380,000	13,566,000	25,194,000
35000	10,690,000	7,483,000	13,897,000	21,380,000	14,966,000	27,794,000
40000	11,690,000	8,183,000	15,197,000	23,380,000	16,366,000	30,394,000
45000	12,690,000	8,883,000	16,497,000	25,380,000	17,766,000	32,994,000
50000	13,690,000	9,583,000	17,797,000	27,380,000	19,166,000	35,594,000
55000	14,690,000	10,283,000	19,097,000	29,380,000	20,566,000	38,194,000
60000	15,690,000	10,983,000	20,397,000	31,380,000	21,966,000	40,794,000
65000	16,690,000	11,683,000	21,697,000	33,380,000	23,366,000	43,394,000
70000	17,690,000	12,383,000	22,997,000	35,380,000	24,766,000	45,994,000
75000	18,690,000	13,083,000	24,297,000	37,380,000	26,166,000	48,594,000
80000	19,690,000	13,783,000	25,597,000	39,380,000	27,566,000	51,194,000
85000	20,690,000	14,483,000	26,897,000	41,380,000	28,966,000	53,794,000
90000	21,690,000	15,183,000	28,197,000	43,380,000	30,366,000	56,394,000
95000	22,690,000	15,883,000	29,497,000	45,380,000	31,766,000	58,994,000

経済的利 益の価額 (万円)	着手金			報酬金		
	標準額	第17条2項による 増減許容額		標準額	第17条2項による 増減許容額	
		下限	上限		下限	上限
8600	3,270,000	2,289,000	4,251,000	6,540,000	4,578,000	8,502,000
8700	3,300,000	2,310,000	4,290,000	6,600,000	4,620,000	8,580,000
8800	3,330,000	2,331,000	4,329,000	6,660,000	4,662,000	8,658,000
8900	3,360,000	2,352,000	4,368,000	6,720,000	4,704,000	8,736,000
9000	3,390,000	2,373,000	4,407,000	6,780,000	4,746,000	8,814,000
9100	3,420,000	2,394,000	4,446,000	6,840,000	4,788,000	8,892,000
9200	3,450,000	2,415,000	4,485,000	6,900,000	4,830,000	8,970,000
9300	3,480,000	2,436,000	4,524,000	6,960,000	4,872,000	9,048,000
9400	3,510,000	2,457,000	4,563,000	7,020,000	4,914,000	9,126,000
9500	3,540,000	2,478,000	4,602,000	7,080,000	4,956,000	9,204,000
9600	3,570,000	2,499,000	4,641,000	7,140,000	4,998,000	9,282,000
9700	3,600,000	2,520,000	4,680,000	7,200,000	5,040,000	9,360,000
9800	3,630,000	2,541,000	4,719,000	7,260,000	5,082,000	9,438,000
9900	3,660,000	2,562,000	4,758,000	7,320,000	5,124,000	9,516,000
10000	3,690,000	2,583,000	4,797,000	7,380,000	5,166,000	9,594,000
10500	3,840,000	2,688,000	4,992,000	7,680,000	5,376,000	9,984,000
11000	3,990,000	2,793,000	5,187,000	7,980,000	5,586,000	10,374,000
11500	4,140,000	2,898,000	5,382,000	8,280,000	5,796,000	10,764,000
12000	4,290,000	3,003,000	5,577,000	8,580,000	6,006,000	11,154,000
12500	4,440,000	3,108,000	5,772,000	8,880,000	6,216,000	11,544,000
13000	4,590,000	3,213,000	5,967,000	9,180,000	6,426,000	11,934,000
13500	4,740,000	3,318,000	6,162,000	9,480,000	6,636,000	12,324,000
14000	4,890,000	3,423,000	6,357,000	9,780,000	6,846,000	12,714,000
14500	5,040,000	3,528,000	6,552,000	10,080,000	7,056,000	13,104,000
15000	5,190,000	3,633,000	6,747,000	10,380,000	7,266,000	13,494,000
15500	5,340,000	3,738,000	6,942,000	10,680,000	7,476,000	13,884,000
16000	5,490,000	3,843,000	7,137,000	10,980,000	7,686,000	14,274,000
16500	5,640,000	3,948,000	7,332,000	11,280,000	7,896,000	14,664,000
17000	5,790,000	4,053,000	7,527,000	11,580,000	8,106,000	15,054,000
17500	5,940,000	4,158,000	7,722,000	11,880,000	8,316,000	15,444,000
18000	6,090,000	4,263,000	7,917,000	12,180,000	8,526,000	15,834,000
18500	6,240,000	4,368,000	8,112,000	12,480,000	8,736,000	16,224,000



19000	6,390,000	4,473,000	8,307,000	12,780,000	8,946,000	16,614,000
19500	6,540,000	4,578,000	8,502,000	13,080,000	9,156,000	17,004,000
20000	6,690,000	4,683,000	8,697,000	13,380,000	9,366,000	17,394,000
20500	6,840,000	4,788,000	8,892,000	13,680,000	9,576,000	17,784,000

100000	23,690,000	16,583,000	30,797,000	47,580,000	35,100,000	51,294,000
--------	------------	------------	------------	------------	------------	------------